

地方公共団体における 業務継続性確保のための 非常用電源に関する 調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を果たしつつ、地域の住民生活に不可欠な通常業務を継続することが求められます。したがって、災害時に地方公共団体自らが被災し、資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定等により、業務継続性を確保しておくことが極めて重要です。

消防庁では、「平成27年9月関東・東北豪雨」等において、地方公共団体の庁舎で停電が発生し、災害応急対策に支障が生じる事例が見受けられたため、災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の確保状況等を把握するための緊急調査を実施し、平成27年11月に「地方公共団体における災害対策機能の維持に係る非常用電源の確保に関する緊急調査結果」として公表し、平成28年度からは毎年、非常用電源の整備等について調査を行い、地方公共団体に対し周知しております。今年度においても、令和元年12月にその結果をとりまとめました。

今回の調査結果では、前回調査した平成30年6月時点から改善していますが、未だに非常用電源が整備されていない市町村がみられました。

また、整備されている都道府県・市町村であっても、72時間の稼働時間が確保されていない団体や、発災の際に浸水の恐れがあるにもかかわらず、浸水対策がなされていない団体、地震対策がなされていない団体がみられました。

平成30年の北海道胆振東部地震や昨年9月の台風第15号により大規模で長期の停電が発生するなど、非常

用電源確保の重要性が改めて認識されたところであり、消防庁では令和2年度までの3年間で集中的に講じられる防災・減災、国土強靱化のための緊急対策の一環として、地方公共団体における非常用電源の整備等を促進し、災害対応機能が確保されるよう、今後も取り組んでまいります。

2 調査の概要

2.1 調査対象

都道府県47団体及び市町村1,741団体

2.2 調査基準日

令和元年6月1日

2.3 調査内容

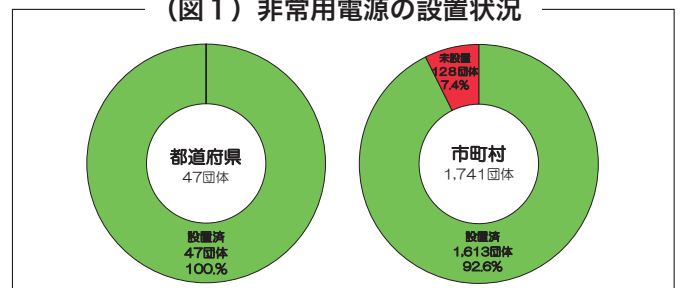
- 非常用電源の設置状況
- 非常用電源の使用可能時間
- 非常用電源の浸水・地震対策
- 燃料供給業者等との燃料供給協定の締結状況

3 調査結果

3.1 非常用電源の設置状況

非常用電源の設置状況を見ると、設置している団体は、
○ 都道府県：47団体(100%)（前回調査と同じ）
○ 市町村：1,613団体(92.6%)（前回調査では1,597団体(91.7%)）となっています。（図1）

（図1）非常用電源の設置状況

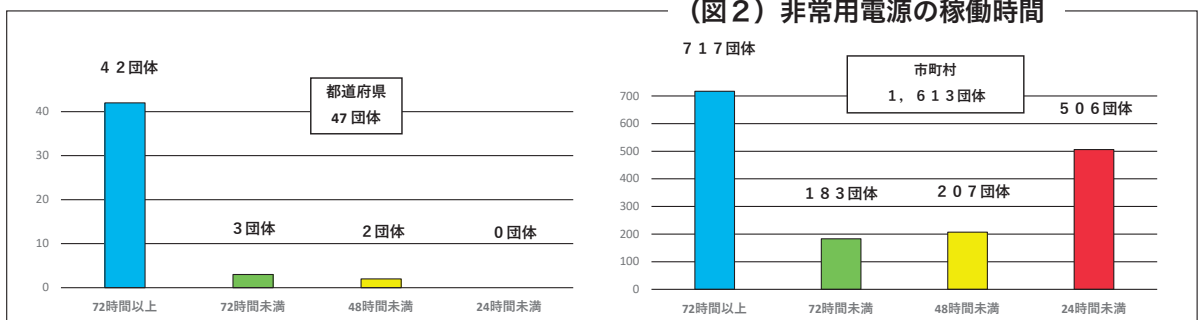


3.2 非常用電源の使用可能時間

非常用電源の使用可能時間をみると、非常用電源を設置済の団体（都道府県47団体、市町村1,613団体）のうち、使用可能時間が72時間以上の団体は、

- 都道府県：42団体（89.4%）
 - 市町村：717団体（44.5%）
- となっています（図2）。

（図2）非常用電源の稼働時間



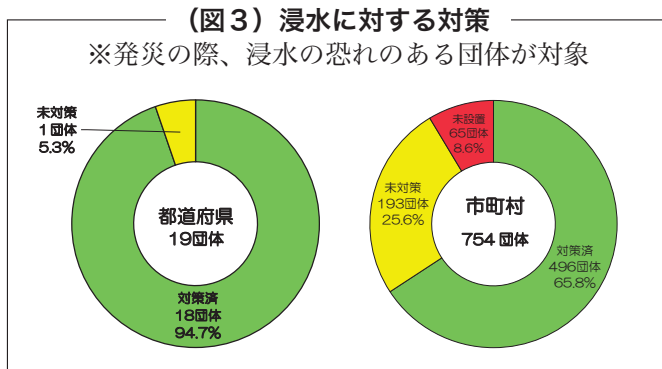
3.3 非常用電源の災害対策状況

3.3.1 浸水に対する対策

発災の際、浸水の恐れのある団体は、都道府県では19団体、市町村では754団体、そのうち非常用電源を設置済みの団体は、都道府県では全ての団体、市町村では689団体（91.4%）で、さらに浸水対策をしている団体は、

- 都道府県：18団体（94.7%）
- 市町村：496団体（65.8%）

となっています（図3）。

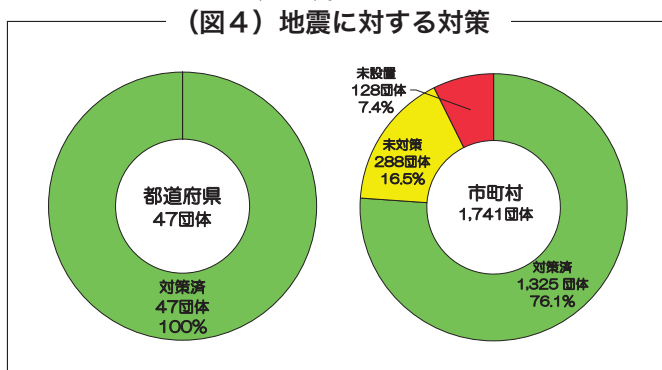


3.3.2 地震に対する対策

非常用電源の地震に対する対策状況をみると、全ての団体のうち、地震対策をしている団体は、

- 都道府県：47団体（100%）
- 市町村：1,325団体（76.1%）

となっています（図4）。



2. 非常用電源の稼働時間について

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月内閣府（防災担当）において、「72時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」とされていることから、発災直後からの応急対策の重要性に鑑み、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識の下、72時間は外部からの供給なしに非常用電源を稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこと。

また、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結を進めること。

3. 非常用電源の浸水・地震対策について

災害発生の際は、地方公共団体の庁舎も被災するおそれがあるため、適切な措置を施していなければ、非常用電源の設備に支障をきたし稼働できない事態も想定されることから、災害による停電時であっても確実に非常用電源を稼働させるため、浸水想定深より上部への設置や転倒防止の措置など、非常用電源に対する浸水や揺れに備えた対策を図ること。

4. 緊急防災・減災事業債の活用について

既存の非常用電源に対する浸水・地震対策（上層階への移設、防護板の設置等）や機能強化（非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費についても、緊急防災・減災事業債の対象であることから、その活用を検討すること。

＜地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果（令和元年12月）リンク先＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/011226_hijyouyoudengen_houdou.pdf

4 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ「地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について」（令和元年12月26日付け消防災第150号防災課長通知）により、以下について各地方公共団体に通知したところです。

1. 非常用電源等の整備について

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、あらかじめ非常用電源の整備を早急に図ること。なお、非常用電源の整備は、緊急防災・減災事業債の対象事業であることから、その活用を検討すること。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策係
 TEL: 03-5253-7525